

○国土交通省令第 号

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十三号）の施行に伴い、並びに道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十四条第三項及び第五項並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第七号の規定に基づき、並びに道路整備特別措置法を実施するため、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（道路整備特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(車両の通行方法)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の申請書に記載された通行方法が次の各号に掲げる料金の徴収施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものである場合に限る。法第二十四条第三項の認可をするものとする。</p> <p>一 一般専用有人施設(料金を徴収する事務に従事する者(以下この項において「係員」という。))が料金の收受又は通行券(法第二十四条第三項に規定する運転者が通行させる自動車その他の車両(以下この項において「通行車両」という。))の通行区間を確認するため当該通行車両に対して交付される紙片をいう。以下この項において同じ。))の交付若しくは確認を行う施設であつて、第四号から第六号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。)</p> <p>次のイからハまでに掲げる一般専用有人施設の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める通行方法</p> <p>イハ (略)</p> <p>二ハ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(運転者等から徴収できなかった料金の請求に必要な情報)</p> <p>第十四条 法第二十四条第五項の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 検査対象軽自動車及び小型自動車で二輪のもの 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車検査証に記載された使用者の氏名又は名称及び住所その他運転者等を特定するために必要な事項</p> <p>二 検査対象外軽自動車 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運</p>
改正前	<p>(車両の通行方法)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の申請書に記載された通行方法が次の各号に掲げる料金の徴収施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものである場合に限る。法第二十四条第三項の認可をするものとする。</p> <p>一 一般専用有人施設(料金を徴収する事務に従事する者(以下この項において「係員」という。))が料金の收受又は通行券(法第二十四条第一項本文の規定により料金を徴収される自動車その他の車両(以下この項において「通行車両」という。))の通行区間を確認するため当該通行車両に対して交付される紙片をいう。以下この項において同じ。))の交付若しくは確認を行う施設であつて、第四号から第六号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。)</p> <p>次のイからハまでに掲げる一般専用有人施設の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める通行方法</p> <p>イハ (略)</p> <p>二ハ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>

輸省令第七十四号)第六十三条の二第一項に規定する使用の届出書に記載された使用者の氏名又は名称及び住所その他運転者等を特定するために必要な事項

第十五条～第十八条 (略)

第十四条～第十七条 (略)

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部改正）

第二条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 法第十二条第一項第七号に規定する無利子貸付けに関する事項</p> <p>八 法第十二条第一項第八号に規定する無利子貸付けに関する事項</p> <p>九 法第十二条第一項第九号に規定する助成に関する事項</p> <p>十 法第十二条第一項第十号に規定する道路管理者の権限の代行その他の業務に関する事項</p> <p>十一 法第十二条第一項第十一号に規定する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)に規定する業務に関する事項</p> <p>十二 法第十二条第一項第十二号に規定する附帯する業務に関する事項</p> <p>十三～十八 (略)</p> <p>(法第十二条第一項第七号の国土交通省令で定める施設)</p> <p>第十九条の五 法第十二条第一項第七号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 休憩所</p> <p>二 自動車に燃料電池又は内燃機関の燃料として圧縮水素を充填するための施設</p> <p>三 電気自動車(専ら電気を動力源とする自動車をいう。)に電気を供給するための施設</p> <p>(協定に定める事項)</p> <p>第二十一条 法第十三条第一項第十号の国土交通省令で定める事項は、</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 法第十二条第一項第七号に規定する無利子貸付けに関する事項</p> <p>八 法第十二条第一項第八号に規定する助成に関する事項</p> <p>九 法第十二条第一項第九号に規定する道路管理者の権限の代行その他の業務に関する事項</p> <p>十 法第十二条第一項第十号に規定する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)に規定する業務に関する事項</p> <p>十一 法第十二条第一項第十一号に規定する附帯する業務に関する事項</p> <p>十二～十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(協定に定める事項)</p> <p>第二十一条 法第十三条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、</p>

次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(業務実施計画に定める事項)

第二十二條 法第十四條第一項第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入)

第二十四條 令第三条第九号の国土交通省令で定める収入は、次に掲げる収入とする。

一 (略)

二 法第十三條第一項第九号に規定する徴収期間を通じた同号に規定する料金の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るために国が機構に交付する補助金

三 (略)

次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(業務実施計画に定める事項)

第二十二條 法第十四條第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入)

第二十四條 令第三条第九号の国土交通省令で定める収入は、次に掲げる収入とする。

一 (略)

二 法第十三條第一項第八号に規定する徴収期間を通じた同号に規定する料金の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るために国が機構に交付する補助金

三 (略)

（有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令の一部改正）

第三条 有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(料金徴収の対象)

第三条 ETCシステムを使用して料金を徴収する場合には、当該料金を納付するためETCシステムに道路を通行したことを記録した運転者等から徴収するものとする。

(情報の安全確保の措置)

第四条 ETCシステムを使用して料金を徴収する会社等又は都道府県若しくは市町村である道路管理者(以下「自動料金徴収者」という。 )は、次に掲げる基準に従い、ETCシステムにおける情報の不正記録の防止、記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理(以下「情報の安全確保」という。)を行うものとする。

- 一 関連機器(ETCシステムの用に供する料金徴収設備、車載器(法第二十四条第一項本文の自動車又は車両に搭載して無線の交信により道路を通行したことを記録するための装置をいう。)及び識別カード(前条の規定により料金を納付しようとする運転者等を識別して車載器を作動させるためのカードをいう。)をいう。以下同じ。 )を製造し、又は供給するために必要な規格のうち情報の安全確保のため必要なもの(以下「情報安全確保規格」という。)を関連機器を製造し、又は供給する者に提供する場合においては、これらの者による製造又は供給以外の目的で用いられないようにすること。
- 二 識別処理情報(料金を納付しようとする運転者等の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報をいう。以下同じ。)が関連機器ごとの確に付与されるように必要な措置を講ずること。

改正前

(料金徴収の対象)

第三条 ETCシステムを使用して法第二十四条第一項本文の自動車又は車両から料金を徴収する場合には、当該料金を納付するためETCシステムに道路を通行したことを記録した者から徴収するものとする。

(情報の安全確保の措置)

第四条 ETCシステムを使用して料金を徴収する会社等又は都道府県若しくは市町村である道路管理者(以下「自動料金徴収者」という。 )は、次に掲げる基準に従い、ETCシステムにおける情報の不正記録の防止、記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理(以下「情報の安全確保」という。)を行うものとする。

- 一 関連機器(ETCシステムの用に供する料金徴収設備、車載器(法第二十四条第一項本文の自動車又は車両に搭載して無線の交信により道路を通行したことを記録するための装置をいう。)及び識別カード(前条の規定により料金を納付しようとする者を識別して車載器を作動させるためのカードをいう。)をいう。以下同じ。 )を製造し、又は供給するために必要な規格のうち情報の安全確保のため必要なもの(以下「情報安全確保規格」という。)を関連機器を製造し、又は供給する者に提供する場合においては、これらの者による製造又は供給以外の目的で用いられないようにすること。
- 二 識別処理情報(料金を納付しようとする者の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報をいう。以下同じ。)が関連機器ごとの確に付与されるように必要な措置を講ずること。

2 三  
(略) (略)

2 三  
(略) (略)

## 附 則

この省令は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月六日）から施行する。